

0～2歳児クラス向け保育料補助金のご案内

(2022年4月2日以降生まれ)

最終申請締切
R8.4.14

令和7年9月以降のご利用分から月額補助上限金額及び補助要件が変更となりました。

詳細は二次元コードもしくは世田谷区ホームページの検索メニューにページIDを入力して検索してください。

※補助金はすべて月額の上限金額です。施設に支払った金額が上限額より低い場合は、自己負担額までの支給です。

【重要】保育の必要性認定は施設の利用開始前に取得してください！

利用施設の種別や該当制度によって、保育認定の取得が補助金の受給要件である場合があります。

認定は就労や介護等の要件がある場合に取得できます。認定期間は申請日以前には遡れないため、

要件がある場合は施設の利用開始前にご申請ください。詳細は右記二次元コードからご確認ください。



ページID:1403

↓住民税非課税相当世帯で、保育の必要性認定を受けている方↓

幼児教育・保育無償化

ページID:1405



【補助要件】

- ①住民税非課税相当世帯である(※海外で課税世帯相当の収入があった場合は課税世帯に該当します)
- ②保育の必要性認定を受けている

注意

クラス年齢	利用施設	令和7年4月～8月までの利用分への補助金額	令和7年9月以降の利用分への補助金額	令和8年4月14日を過ぎて申請した場合
0～2歳 ※非課税相当世帯のみ	認可外保育施設(施設) (下記表の①)	67,000円	80,000円	42,000円
	上記以外 (下記表の②～⑦)	42,000円	42,000円	42,000円

認定期間が月の途中から、もしくは途中までの場合、日割で減額を行います。

No.	無償化対象施設・事業	注意点	世田谷区内の対象施設一覧はこちら
①	認証保育所・事業所院内・無認可等	※①, ②の施設は、国の指導監督基準を満たす施設のみが対象	ページ ID:1406  区外施設は園に直接無償化対象かご確認ください
②	居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)		
③	一時預かり事業	※②～⑦の施設は、補助上限額が42,000円	
④	ほっとステイ		
⑤	定期利用保育事業(※9月以降変更あり 裏面参照)	※⑥のファミリーサポートセンターは、預かりを含まない援助の場合(送迎のみなど)は補助対象外	
⑥	ファミリー・サポート・センターの預かり		
⑦	病児・病後児保育事業		

↓住民税課税相当世帯の方、もしくは非課税相当世帯で保育の必要性認定を受けていない方↓

認証保育所

ページID:1509



【補助要件】

- ①各月の初日に区に住民登録がある
- ②認証保育所と月48時間以上の月極利用契約(区外認証も対象)

住民税	認定	子順	令和7年4月～8月までの 利用分への補助金額	令和7年9月以降の 利用分への補助金額	第1子の方は、8月まで 課税額に応じた補助金 額です。確認方法はペー ジ ID:15328から
課税世帯 ※海外で課税世 帯相当の収入が あった方を含む	あり	第1子	0～40,000円	80,000 円	
		第2子以降	67,000円		
	なし	第1子	0～25,000 円	52,000 円	
		第2子以降	52,000 円		
非課税世帯	なし	関係なし	25,000円		
※認定ありの場合は無償化					



★認定取得した月から「あり」として審査します。ただし非課税世帯の方は、認定有効日数に応じて日割り計算を行います。

保育室・保育ママ

ページ ID
1493



【補助要件】

- ①各月の初日に区に住民登録がある
- ②当該年度に、区内の「保育室」、「保育ママ」を月極利用している

利用施設	子順	令和7年4月～8月までの 利用分への補助金額	令和7年9月以降の 利用分への補助金額	第1子の方は、8月まで課税額に 応じた補助金額です。確認方法 はページ ID 15328から
保育室	第1子	0～45,000円	45,000円	
	第2子以降	45,000円		
保育ママ	第1子	0～25,000円	25,000円	
	第2子以降	25,000円		





企業主導型保育施設

※国基準を満たす施設のみ

ページ ID
1523



【補助要件】

- 各月の初日に区に住民登録がある

子順	令和7年4月～8月までの利用分への補助金額	令和7年9月以降の利用分への補助金額
第1子	対象外	38,000円
第2子以降	25,000円	

事業所内・院内保育施設

※国基準を満たす施設のみ

ページ ID
1524



【補助要件】

- ①各月の初日に区に住民登録がある
- ②保育の必要性認定を受けている

子順	令和7年4月～8月までの利用分への補助金額	令和7年9月以降の利用分への補助金額
第1子	対象外	80,000円
第2子以降	25,000円	

無認可(ベビーホテル・その他)

※国基準を満たす施設のみ

ページ ID:1510



4月～8月までの制度(A,B)と、9月以降の制度(C)によって、要件はそれぞれ異なります。

制度が適用される利用期間	制度の種類	各制度の要件	制度 A～C に共通の要件
4月～8月までの利用分	A(利用者支援)	①区の認可保育園等の入園待機となっている ②月160時間以上の月極契約を結んでいる	①各月の初日に区に住民登録がある ②保育料を滞納していない
	B(多子世帯支援)	①第2子以降である ②保育の必要性認定を受けている	
9月以降の利用分	C(利用者支援+多子世帯(第1子)支援)	保育の必要性認定を受けている	

住民税	令和7年4月～8月までの利用分				令和7年9月以降の利用分		Aの制度は課税額に応じた補助金額です。 確認方法はページID:15328から 
	子順	Aの要件	Bの要件	補助金額	Cの要件	補助金額	
課税	第1子	要件あり	第1子 対象外	0～40,000円	要件あり ※認定なしは 補助対象外	80,000円	
		要件なし		対象外			
	第2子以降	要件あり	要件あり	27,000～67,000円			
		要件なし	要件あり	27,000円			
			要件なし	要件なし			
				非課税			※認定ありの場合は無償化、ない場合は対象外



定期利用保育

ページ ID:1545



9月以降のご利用分から、保育料および給食費を保護者が支払う必要はなくなります。(区が保育料および給食費を直接負担します。)

令和7年4月～8月までの利用分				令和7年9月以降の利用分
住民税	子順	認定	補助上限額	第1子含む利用者全員が対象
課税世帯	第2子以降のみ	あり	42,000円	保育料・給食費は無償 (※支払いが不要のため、補助金申請も不要)
非課税世帯	第何子でも可	※なしの場合対象外		

〈問い合わせ先〉世田谷区役所 子ども・若者部内 幼保補助金事務センター 03-6453-4990(※庁外のセンターで受電)

〈窓口〉世田谷区役所 保育認定・調整課 〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号(第2庁舎2階22番窓口)平日8:30～17:00